

苫小牧市投票立会人選任要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第38条に規定する投票立会人について、その選任の方法を明確にし、かつ、広く有権者の参加を可能にすることを目的とする。

(公募)

第2条 苫小牧市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)は、投票立会人を公募することができる。ただし、各投票区の応募者数が2人に達しないとき、又は第8条及び第9条の規定により2人に達しなくなったときは、選挙管理委員会が選任する。

(応募の資格要件)

第3条 投票立会人応募の資格要件は、苫小牧市に住居を有し、苫小牧市の選挙人名簿に登録されている者、または登録される見込みの者とする。

(応募の方法)

第4条 投票立会人に応募しようとする者は、投票立会人申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、本人が持参により選挙管理委員会に申し込まなければならない。

2 前項の申し込みの期間は各選挙ごとに選挙管理委員会が別に定める。

(投票立会人候補者名簿への登録)

第5条 選挙管理委員会は、応募があった者について審査し、投票立会人候補者名簿へ登録する。

2 前項の投票立会人候補者名簿は、各投票区ごとに作成するものとする。

(投票立会人候補者名簿の管理)

第6条 選挙管理委員会は、選挙人名簿の登録内容に変動があるときは、投票立会人候補者名簿を更新することができる。

(登録の取消し)

第7条 投票立会人の応募後、次の各号に該当した場合、事実が発生した日から投票立会人候補者名簿の登録を取り消すものとする。

(1) 転居により投票区が変わったとき

(2) 苫小牧市に住居を有しなくなったとき

- (3) 苫小牧市の選挙人名簿から登録が抹消されたとき
 - (4) 応募を辞退する旨の申出があったとき
 - (5) 投票立会人としてふさわしくない行為のあったとき
- (選任)

第8条 選挙管理委員会は、各投票区において、投票立会人候補者名簿に登録された者からくじを実施して2人の投票立会人を選任する。ただし、この2人が同居者の場合は、上位1人を選任するものとする。

(同一の政党その他の政治団体に属する者)

第9条 選挙管理委員会は、前条の結果、法第38条第4項に抵触する場合は、上位1人を選任するものとする。

(登録の終了)

第10条 投票立会人候補者名簿への登録は選挙管理委員会が公募した各選挙の開票をもって終了する。

(その他)

第11条 投票立会人の選任に関して、その他必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。